

特殊詐欺被害を防ぐための 電話機等の購入を補助します

振り込め詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺や、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、桐生市では防犯機能の付いた電話機や録音機の購入費用を補助します。

対象者 65歳以上の方で、次の3点に当てはまる方

- ① 桐生市内に住民票の住所があり、居住している
- ② 「世帯全員が65歳以上」または「週5日以上、日中65歳以上の方だけが在宅となる日がある」
- ③ 市税等を世帯全員が滞納していない



対象電話機・録音機

次の2点に当てはまる、市内のお店で購入した新品のもの。

インターネットサイト等で購入したものは、対象外です。

- ① 電話の着信時に「通話が録音されます」等の警告メッセージが流れるもの。
- ② 通話内容が録音でき、市内の住居に設置するもの。

補助額 購入費用の1/2(上限5,000円)100円未満切り捨て

電話機・録音機の設置費用、付属品の購入費用は除きます。

☆ 申請方法は、裏面をご覧ください ☆

申請方法

最初に桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当へ電話し、予約をしてください。

予約後に電話機・録音機を購入し、補助金交付申請書・請求書を提出してください。

別世帯の方が補助金交付申請書・請求書を提出する場合は、委任状が必要になります。

申請から補助金振り込みまで

(1) 桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当へ電話し、予約する。

0277-32-3280

(2) 市内のお店で対象となる電話機等を購入し、次の2点をもらう。

① 領収書（購入者名・商品名・購入金額・購入日・販売店名および住所が書かれているもの）

② 購入した電話機等の機能がわかるパンフレットまたは説明書

(3) 補助金交付申請書・請求書に必要事項を記入し、次の書類と一緒に

桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当へ提出してください。

① 領収書（原本）

② 購入した電話機等の機能がわかるパンフレットまたは説明書（コピー可）

③ 申請者名義の通帳

※補助金交付申請書・請求書と上記書類は、新里支所または黒保根支所の

市民生活課 庶務・税務係でも提出できます。

※補助金交付決定後、補助金が振り込まれます。

お問い合わせ先・申請書提出先
桐生市役所 地域づくり課 生活安全担当
0277-32-3280